

# 公益社団法人宮城県獣医師会の会計処理に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）事務処理に関する規則に基づき、会計処理を適正かつ円滑に行い、この法人の事業成績及び財務状態を明らかにするとともに、健全なる運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の会計業務のすべてについて適用する。

### (会計の原則)

第3条 この法人の会計は、法令、定款及びこの規則の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

### (会計の区分)

第4条 会計の区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要がある場合に設けるものとする。

## 第2章 勘定及び帳簿

### (勘定科目)

第5条 この法人の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

### (帳簿等)

第6条 会計帳簿は次のとおりとする。

#### (1) 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

#### (2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

### (会計責任者)

第7条 会計責任者は事務局長とする。

### (帳簿書類の保存)

第8条 帳簿、伝票、書類の保存期間は別のとおりとする。

- (1) 予算決算書類 永年
- (2) 会計帳簿、伝票 10年
- (3) 証拠書類 10年
- (4) その他の会計書類 5年

2 前項の保存期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

## 第3章 予 算

### (目的)

第9条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

### (予算の作成)

第10条 本会の事業計画と予算は、総会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画及び予算は、知事に届け出なければならない。

### (予算の執行者)

第11条 予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第12条 予測したい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第13条 予算の執行に当たり、会長が特に必要と認めたときは、中科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第14条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第15条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、総会の承認を得、知事に届け出なければならない。

## 第4章 出 納

(金銭の範囲)

第16条 この規則において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

第18条 金銭を収納したときは日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

- 2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。
- 3 支払は、原則として銀行振込によることとし、会計責任者の承認を得て行う。
- 4 出納責任者は、会計責任者の決済を得なければならない。ただし、1,000,000円以上の重要な決済は、会長決済を得なければならない。

(預金及び公印管理)

第19条 預金の名義人は、会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(手許預金)

第20条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(残高照会)

第21条 出納責任者は、現金残高を入出金の際に出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、月に1回通帳残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第5章 固定資産

(定 義)

第22条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格200,000円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第23条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第24条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第25条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

## 第6章 物 品

(定 義)

第26条 物品とは、取得価額200,000未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理)

第27条 物品管理のため台帳を備え、その管理は第24条の規定を準用する。

## 第7章 決 算

(計算書類の作成)

第28条 この法人は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の計算書類を作成し、総会の承認を得、知事に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (4) 財産目録

(監査及び報告)

第29条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書とともに知事に報告する。

## 第8章 雑 則

(補 則)

第30条 この規程に定めるもののほか、会計処理に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。(令和5年12月14日理事会議決)

別 表

- 1 貸借対照表及び財産目録に係る科目及び取扱要領
- 2 損益計算書(正味財産増減計算書)に係る科目及び取扱要領
- 3 収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要領

1 貸借対照表及び財産目録に係る科目及び取扱要領  
(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等
	立替金 未収金	
固定資産	基本財産 その他の固定資産 土地 建物 建物減価償却累計額	固定資産の減価償却を行っている場合には、減価償却累計額を示すこと
	出資金 大会三学会開催費積立預金 退職給与引当預金 会館改築費積立預金	退職給与を支払うための特定預金

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	未払金 預り金	事業費支出等の未払い額 源泉所得税、社会保険料等の預り金
固定負債	退職給与引当金	退職給与にかかわる見積債務額

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
正味財産	正味財産 (うち基本金) (うち当期正味財産増加額)	資産の合計額が負債の合計額を越える額

2 損益計算書（正味財産増減計算書）に係る科目及び取扱要領  
 (増加の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
資産増加額	当期収支差額	収支計算書における当期収支差額 (収入超過の場合)
	退職給与引当預金増加額	
	大会三学会開催費積立預金増加額	
	会館改築費積立預金増加額	
負債減少額		

(減少の部)

資産減少額	建物減価償却額	固定資産の減価償却を行う場合の償却額
負債増加額	退職給与引当金繰入額	当年度において債務として計上すべき退職給与者の見積額
当期正味財産増加額 (減少額)		当年度における正味財産の純増加額 (純減少額)
前期繰越正味財産額		前年度末の貸借対照表の正味財産 額合計額
期末正味財産合計額		当期繰越正味財産額の合計額

3 収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要領  
(収入の部)

科 目			取 扱 要 領
大 科 目	中科目	小科目	
入会金収入 会費収入	正会員会費収入 賛助会員会費収入		
補助金等収入 負担金収入	事務管理受託収入		
寄付金収入	寄付金収入		
雑収入	貸室料収入 雑収入 受取利息 証明書等販売収入		

(支出の部)

事業費	獣医学術研鑽費  広報活動費  支部活性化対策費  部会活動費  動物愛護事業費	学術研修調査研究費 学会参加旅費 学術振興普及推進費  会報費 ホームページ広報費  支部交付金 支部長会議費  各部会開催費 動物愛護思想普及 啓発事業費	原則として、当該法人の事業の目的のために直接要した支出で管理費以外のもの。 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する。
管理費			原則として、法人の各種の業務を管理するため、毎年度経常的に要する支出

<p>特定預金支出</p>	<p>役員報酬 給料手当</p> <p>福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費・光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 委託費 租税公課 交際費 慶弔費 雑費</p>	<p>職員給料手当</p>	
<p>予備費</p>	<p>退職給与引当預金支出 会館改築費積立預金支出 大会三学会開催積立預金支出</p>		<p>収支予算書上の科目</p>
<p>当期収支差額</p>			
<p>次期繰越収支差額</p>			<p>資金の範囲は原則として現金預金及び短期金銭債権債務とする。</p>

(注) 収支予算書にかかわる注記事項

- 1 借入金限度額・・・当該年度中において許容される短期借入の最高限度額をいう。
- 2 債務負担額・・・次年度以降の各年度において許容される債務負担の最高限度額およびその累計額をいう。

様式1

貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
基本財産			
.....	×××		
基本財産合計	×××		
その他の固定資産			
.....	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
正味財産			×××
(うち基本金)			(×××)
(うち当期正味財産増加額(減少額))			(×××)
負債及び正味財産合計			×××

様式2

正味財産増減計算書  
年 月 日から 年 月 日まで

科 目	金 額		
I 増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	×××		
.....	×××	×××	
2 負債減少額			
.....	×××	×××	
増加額合計			×××
II 減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額 (マイナスの場合)	×××		
.....	×××	×××	
2 負債増加額			
.....	×××		
.....	×××	×××	
減少額合計			×××
当期正味財産増加額 (減少額)			×××
前期繰越正味財産額			×××
期末正味財産合計額			×××

様式3

財産目録  
年 月 日現在

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
基本財産			
.....	×××		
基本財産合計	×××		
その他の固定資産			
.....	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
正味財産			×××
(うち基本金)			(×××)
(うち当期正味財産増加額(減少額))			(×××)
負債及び正味財産合計			×××

様式4

収支予算書

年 月 日から 年 月 日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
収入の部				
1 入会金収入				
.....	×××	×××	×××	
2 会費収入				
.....	×××	×××	×××	
3 補助金収入				
.....	×××	×××	×××	
4 負担金収入				
.....	×××	×××	×××	
5 寄付金収入				
.....	×××	×××	×××	
6 雑収入				
.....	×××	×××	×××	
当期収入合計 (A)	×××	×××	×××	
前期繰越収入差額	×××	×××	×××	
収入合計 (B)	×××	×××	×××	
II 支出の部				
1 事業費				
.....	×××	×××	×××	
2 管理費				
.....	×××	×××	×××	
3 特定預金支出				
.....	×××	×××	×××	
4 予備費				
.....	×××	×××	×××	
当期支出合計 (C)	×××	×××	×××	
当期収支差額 (A) - (C)	×××	×××	×××	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	×××	×××	×××	

(注) 1 借入金限度額 ×××円  
 2 債務負担額 ×××円 (〇〇年度〇〇〇円, 〇〇年度〇〇〇円・・・・)

様式5

収支計算書  
年 月 日から 年 月 日まで

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部				
1 入会金収入 .....	×××	×××	×××	
2 会費収入 .....	×××	×××	×××	
3 補助金収入 .....	×××	×××	×××	
4 負担金収入 .....	×××	×××	×××	
5 寄付金収入 .....	×××	×××	×××	
6 雑収入 .....	×××	×××	×××	
当期収入合計 (A)	×××	×××	×××	
前期繰越収入差額	×××	×××	×××	
収入合計 (B)	×××	×××	×××	
II 支出の部				
1 事業費 .....	×××	×××	×××	
2 管理費 .....	×××	×××	×××	
3 特定預金支出 .....	×××	×××	×××	
4 予備費 .....	△×××	—	×××	(注)
当期支出合計 (C)	×××	×××	×××	
当期収支差額 (A) - (C)	×××	×××	×××	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	×××	×××	×××	

(注) 予備費△×××は〇〇〇支出に充当使用した額である。

様式 (1) 主要簿

①仕訳帳

仕 訳 帳

年 月 日から 年 月 日まで

日付	摘要	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額

②総勘定元帳

総 勘 定 元 帳

年 月 日から 年 月 日まで

科目名〇〇〇〇

日付	相手科目	摘要	借方金額	貸方金額	残高
		繰越金額			
		合計			

様式 (2) 補助簿

(補 助) 元 帳

年 月 日から 年 月 日まで

科目名〇〇〇〇

日付	相手科目	摘要	借方金額	貸方金額	残高
		繰越金額			
		合計			